緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）において青果等の販売業を営んでいた申立会社の平成２３年３月から平成２５年１２月までの営業損害について、原発事故後も営業を継続していたものの、近隣の青果市場には商品が届かないため遠方まで仕入れに出向いていたなどの特別の努力があったことを考慮して、上記期間を通じて利益を控除せずに算定した逸失利益（ただし、東京電力が直接請求手続において、特別の努力の考え方を平成２４年３月から平成２５年１２月までの期間に適用のうえ算定し支払った既払金については控除。）の賠償が認められた事例。

全　部　和　解　契　約　書

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき，申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は，次のとおり和解する。

第１　和解の範囲

被申立人と申立人は，下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし，それ以外の点については，本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目　　営業損害（逸失利益）　　１億０４２９万９６５８円

期　　間　　自　平成２３年　３月１１日

至　平成２５年１２月３１日

第２　和解の金額

被申立人は，申立人に対し，前項記載の損害に係る賠償金として金１億０４２９万９６５８円の支払義務があることを認める。

第３　既払金

申立人と被申立人は，被申立人が申立人に対し，第１項記載の損害について，金７６５９万３０３０円を支払済みであることを相互に確認する。

第４　支払方法

（省略）

第５　清算条項

申立人と被申立人は，第１項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について，以下の点を相互に確認する。

１　本和解に定める金額を超える部分につき，本和解の効力が及ばず，申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

２　本和解に定める金額に係る遅延損害金につき，申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第６　手続費用

本件に関する手続費用は，各自の負担とする。

本和解の成立を証するため，本和解契約書を２通作成し，申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ，申立人が１通，被申立人が１通を保有するものとする。また，被申立人は，本和解契約書の写し１通を，原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。
令和８年３月９日

（仲介委員　吉岡　桂輔）